

新旧対照表

沖縄県空港の設置及び管理に関する条例（昭和47年沖縄県条例第20号）新旧対照表																																																							
改 正 案		現 行																																																					
（趣旨） 第 1 条 （略） （設置） 第 2 条 （略）		（趣旨） 第 1 条 この条例は、県の管理する空港の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。 （設置） 第 2 条 県に、次の表のとおり空港を設置する。																																																					
<table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>伊 江 島 空 港</td><td>伊 江 村</td></tr><tr><td>粟 国 空 港</td><td>粟 国 村</td></tr><tr><td>久 米 島 空 港</td><td>久 米 島 町</td></tr><tr><td>慶 良 間 空 港</td><td>慶 良 間 村</td></tr><tr><td>宮 古 空 港</td><td>宮 古 島 市</td></tr><tr><td>下 地 島 空 港</td><td>宮 古 島 市</td></tr><tr><td>多 良 間 空 港</td><td>多 良 間 村</td></tr><tr><td>石 垣 空 港</td><td>石 垣 市</td></tr><tr><td>波 照 間 空 港</td><td>竹 富 町</td></tr><tr><td>与 那 国 空 港</td><td>与 那 国 町</td></tr><tr><td>北 大 東 空 港</td><td>北 大 東 村</td></tr><tr><td>南 大 東 空 港</td><td>南 大 東 村</td></tr></table>		名 称	位 置	伊 江 島 空 港	伊 江 村	粟 国 空 港	粟 国 村	久 米 島 空 港	久 米 島 町	慶 良 間 空 港	慶 良 間 村	宮 古 空 港	宮 古 島 市	下 地 島 空 港	宮 古 島 市	多 良 間 空 港	多 良 間 村	石 垣 空 港	石 垣 市	波 照 間 空 港	竹 富 町	与 那 国 空 港	与 那 国 町	北 大 東 空 港	北 大 東 村	南 大 東 空 港	南 大 東 村	<table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th></tr><tr><td>伊 江 島 空 港</td><td>伊 江 村</td></tr><tr><td>粟 国 空 港</td><td>粟 国 村</td></tr><tr><td>久 米 島 空 港</td><td>久 米 島 町</td></tr><tr><td>慶 良 間 空 港</td><td>慶 良 間 村</td></tr><tr><td>宮 古 空 港</td><td>宮 古 島 市</td></tr><tr><td>下 地 島 空 港</td><td>宮 古 島 市</td></tr><tr><td>多 良 間 空 港</td><td>多 良 間 村</td></tr><tr><td>新 石 垣 空 港</td><td>石 垣 市</td></tr><tr><td>波 照 間 空 港</td><td>竹 富 町</td></tr><tr><td>与 那 国 空 港</td><td>与 那 国 町</td></tr><tr><td>北 大 東 空 港</td><td>北 大 東 村</td></tr><tr><td>南 大 東 空 港</td><td>南 大 東 村</td></tr></table>		名 称	位 置	伊 江 島 空 港	伊 江 村	粟 国 空 港	粟 国 村	久 米 島 空 港	久 米 島 町	慶 良 間 空 港	慶 良 間 村	宮 古 空 港	宮 古 島 市	下 地 島 空 港	宮 古 島 市	多 良 間 空 港	多 良 間 村	新 石 垣 空 港	石 垣 市	波 照 間 空 港	竹 富 町	与 那 国 空 港	与 那 国 町	北 大 東 空 港	北 大 東 村	南 大 東 空 港	南 大 東 村
名 称	位 置																																																						
伊 江 島 空 港	伊 江 村																																																						
粟 国 空 港	粟 国 村																																																						
久 米 島 空 港	久 米 島 町																																																						
慶 良 間 空 港	慶 良 間 村																																																						
宮 古 空 港	宮 古 島 市																																																						
下 地 島 空 港	宮 古 島 市																																																						
多 良 間 空 港	多 良 間 村																																																						
石 垣 空 港	石 垣 市																																																						
波 照 間 空 港	竹 富 町																																																						
与 那 国 空 港	与 那 国 町																																																						
北 大 東 空 港	北 大 東 村																																																						
南 大 東 空 港	南 大 東 村																																																						
名 称	位 置																																																						
伊 江 島 空 港	伊 江 村																																																						
粟 国 空 港	粟 国 村																																																						
久 米 島 空 港	久 米 島 町																																																						
慶 良 間 空 港	慶 良 間 村																																																						
宮 古 空 港	宮 古 島 市																																																						
下 地 島 空 港	宮 古 島 市																																																						
多 良 間 空 港	多 良 間 村																																																						
新 石 垣 空 港	石 垣 市																																																						
波 照 間 空 港	竹 富 町																																																						
与 那 国 空 港	与 那 国 町																																																						
北 大 東 空 港	北 大 東 村																																																						
南 大 東 空 港	南 大 東 村																																																						
（運用時間） 第 3 条 （略）		（運用時間） 第 3 条 空港の運用時間は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港施設の建設工事等のため必要と認めるときは、空港の運用時間を変更することが出来る。																																																					
<table><tr><th>名 称</th><th>運 用 時 間</th></tr><tr><td>伊 江 島 空 港</td><td>9 時から17時まで</td></tr></table>		名 称	運 用 時 間	伊 江 島 空 港	9 時から17時まで	<table><tr><th>名 称</th><th>運 用 時 間</th></tr><tr><td>伊 江 島 空 港</td><td>9 時から17時まで</td></tr></table>		名 称	運 用 時 間	伊 江 島 空 港	9 時から17時まで																																												
名 称	運 用 時 間																																																						
伊 江 島 空 港	9 時から17時まで																																																						
名 称	運 用 時 間																																																						
伊 江 島 空 港	9 時から17時まで																																																						

粟 国 空 港
久 米 島 空 港
慶 良 間 空 港
宮 古 空 港
下 地 島 空 港
多 良 間 空 港
石 垣 空 港
波 照 間 空 港
与 那 国 空 港
北 大 東 空 港
南 大 東 空 港

8時から18時まで
8時から19時30分まで
8時から18時まで
8時から21時まで
8時から19時30分まで
8時から18時まで
8時から21時まで
8時から18時まで
8時から19時30分まで
8時から18時まで
8時から18時まで

粟 国 空 港
久 米 島 空 港
慶 良 間 空 港
宮 古 空 港
下 地 島 空 港
多 良 間 空 港
新 石 垣 空 港
波 照 間 空 港
与 那 国 空 港
北 大 東 空 港
南 大 東 空 港

8時から18時まで
8時から19時30分まで
8時から18時まで
8時から21時まで
8時から19時30分まで
8時から18時まで
8時から21時まで
8時から18時まで
8時から19時30分まで
8時から18時まで
8時から18時まで

(重量制限)

第5条 使用者は、航空機の重量（最大離陸重量をいう。以下同じ。）の換算単車両荷重が、下地島空港にあつては35トン以上、宮古空港、石垣空港 及び久米島空港にあつては31.5トン以上、与那国空港にあつては18.3トン以上、伊江島空港、多良間空港、南大東空港及び北大東空港にあつては8.5トン以上、粟国空港及び波照間空港にあつては3トン以上、慶良間空港にあつては2.5トン以上となる場合は、空港の施設を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 (略)

(指定駐車場)

第20条 宮古空港及び石垣空港 の駐車場のうち、知事が指定するもの（以下「指定駐車場」という。）を利用する者は、別表第3に定める駐車料を納付しなければならない。ただし、利用の時間が30分未満である場合は、徴収しない。

2 (略)

(事務処理の特例)

第23条 (略)

(重量制限)

第5条 使用者は、航空機の重量（最大離陸重量をいう。以下同じ。）の換算単車両荷重が、下地島空港にあつては35トン以上、宮古空港、新石垣空港及び久米島空港にあつては31.5トン以上、与那国空港にあつては18.3トン以上、伊江島空港、多良間空港、南大東空港及び北大東空港にあつては8.5トン以上、粟国空港及び波照間空港にあつては3トン以上、慶良間空港にあつては2.5トン以上となる場合は、空港の施設を使用してはならない。ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 (略)

(指定駐車場)

第20条 宮古空港及び新石垣空港 の駐車場のうち、知事が指定するもの（以下「指定駐車場」という。）を利用する者は、別表第3に定める駐車料を納付しなければならない。ただし、利用の時間が30分未満である場合は、徴収しない。

2 (略)

(事務処理の特例)

第23条 この条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる空港に係る同表の右欄に掲げるものは、地方自治法（昭和22年法律第67

号) 第252条の17の2第1項の規定により、それぞれ当該空港の所在市町村が処理することとする。

名 称	事 務
(略)	(略)
宮古空港 石垣空港	1 第3条第2項に規定する許可に関する事務（国の機関に対する許可に関する事務を除く。） 2 第4条第1項に規定による届出の受理に関する事務（国の機関の届出の受理に関する事務を除く。） 3 第4条第2項の規定による指示に関する事務（国の機関に対する指示に関する事務を除く。） 4 第5条第1項に規定する重量制限に関する事務（国の機関に対する重量制限に関する事務を除く。） 5 第6条に規定する区域を定める事務 6 第8条第1項に規定する入場票の交付に関する事務 7 第8条第2項に規定する入場の制限に関する事務 8 第10条に規定する車両の使用及び取扱いの制限に関する事務 9 第11条に規定する許可、禁止等に関する事務 10 第17条に規定する違反者に対する措置に関する事務

名 称	事 務
伊江島空港 粟国空港 久米島空港 慶良間空港 多良間空港 波照間空港 与那国空港 北大東空港 南大東空港	1 第3条第2項に規定する許可に関する事務（国の機関に対する許可に関する事務を除く。） 2 第4条第1項に規定による届出の受理に関する事務（国の機関の届出の受理に関する事務を除く。） 3 第4条第2項の規定による指示に関する事務（国の機関に対する指示に関する事務を除く。） 4 第5条第1項に規定する重量制限に関する事務（国の機関に対する重量制限に関する事務を除く。） 5 第6条に規定する区域を定める事務 6 第8条第1項に規定する入場票の交付に関する事務 7 第8条第2項に規定する入場の制限に関する事務 8 第10条に規定する車両の使用及び取扱いの制限に関する事務 9 第11条に規定する許可、禁止等に関する事務 10 第17条に規定する違反者に対する措置に関する事務 11 1から10までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの
宮古空港 新石垣空港	1 第3条第2項に規定する許可に関する事務（国の機関に対する許可に関する事務を除く。） 2 第4条第1項に規定による届出の受理に関する事務（国の機関の届出の受理に関する事務を除く。） 3 第4条第2項の規定による指示に関する事務（国の機関に対する指示に関する事務を除く。） 4 第5条第1項に規定する重量制限に関する事務（国の機関に対する重量制限に関する事務を除く。） 5 第6条に規定する区域を定める事務 6 第8条第1項に規定する入場票の交付に関する事務 7 第8条第2項に規定する入場の制限に関する事務 8 第10条に規定する車両の使用及び取扱いの制限に関する事務 9 第11条に規定する許可、禁止等に関する事務 10 第17条に規定する違反者に対する措置に関する事務

12 第20条に規定する駐車料の徴収に関する事務	12 第20条に規定する駐車料の徴収に関する事務
11 1 から11までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの	11 1 から11までに掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの